

川崎市立川崎病院医療安全管理部会設置要綱

(目的および設置)

第1条 川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）において、医療の安全への信頼を高め、医療の質の向上を図ることを目的とし、医療安全管理部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、医療安全について、組織横断的に検討し、改善策の標準化を図る。

2 部会員は、次の各号に掲げる事項について実施する。

(1) 医療安全管理マニュアルの周知徹底

(2) インシデントレポート（以下「レポート」という。）の点検及び補足、インシデントの要因分析及び対策の提言

(3) 病院職員のレポート提出の支援

(4) その他、医療安全に関する事項

(部会員の構成)

第3条 部会の部会員は、別に定める医療安全推進員及び医療安全管

理室員で構成する。

(部会長)

第4条 部会長は、病院長が指名する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係する職員の出席)

第6条 部会は、その会議において必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会に、必要な事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局は、病院の医療安全管理室をもって充てる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は、

部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院医療

安全管理部会は、この要綱により運営されているものとみなす。

附 則 (令和元年5月16日改正)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。